

議案第23号豊橋市がんばる市民応援基金条例に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、豊橋市議会委員会条例第27条の規定により提出します。

令和3年3月11日提出

予算特別委員会委員長 向坂秀之様

提出者	予算特別委員会委員	本	多	洋	之
	同	伊	藤	哲	朗
	同	石	河	貫	治
	同	宍	戸	秀	樹
	同	梅	田	早	苗
	同	古	池	も	も
	同	二	村	真	一
	同	近	藤	修	司
	同	尾	崎	雅	輝
	同	近	藤	喜	典
	同	市	原	享	吾
	同	小	原	昌	子
	同	山	田	静	雄
	同	尾	林	伸	治
	同	堀	田	伸	一
	同	伊	藤	篤	哉
	同	豊	田	一	雄
	同	坂	柳	泰	光
	同	古	関	充	宏
	同	近	田	明	久
	同	沢	田	都	史子
	同	鈴	木		博

議案第23号豊橋市がんばる市民応援基金条例に対する修正案

豊橋市がんばる市民応援基金条例の一部を次のとおり修正する。

(下線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p style="text-align: center;"><u>豊橋市未来産業支援基金条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、<u>豊橋市未来産業支援基金</u>（以下「基金」という。）について定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 本市は、新たに求められる地域経済の実現を図る事業を実施することにより、市民生活及び事業活動を支援するため、基金を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) <u>起業、創業等</u>の促進に係る事業に要する経費の財源に充てるとき。</p>	<p style="text-align: center;"><u>豊橋市がんばる市民応援基金条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、<u>豊橋市がんばる市民応援基金</u>（以下「基金」という。）について定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 本市は、<u>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する対策及び新たに求められる地域経済の実現を図る事業を実施することにより、市民生活及び事業活動を支援するため、基金を設置する。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施に要する経費の財源に充てるとき。</u></p> <p>(2) <u>起業及び創業</u>の促進に係る事業に要する経費の財源に充てるとき。</p>

(2) 新たな企業の進出等の促進に係る事業に要する経費の財源に充てるとき。

(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、第2条に定める目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 新たな企業の進出促進に係る事業に要する経費の財源に充てるとき。

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、第2条に定める目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(豊橋市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止)

2 豊橋市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年豊橋市条例第27号）は、廃止する。